

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年6月7日付けの通知書により行った法78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分（徴収決定額95,210円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人はおおむね以下の理由により、本件処分の違法性又は不当性を主張し、その取消しを求めている。

なぜ多額になるまで放置状態だったのか？ 保護を受けた当初から毎年通帳をコピーし提出していたので、処分庁は請求人が競馬をやっていることを承知していた。にもかかわらず何の指導や助言、説明もないまま放置状態だったので、この金額になった。

不正受給の意図などない。競馬をやっている事も話していたし、通帳も提出していた。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 6 年 6 月 2 5 日	諮問
令和 6 年 1 0 月 1 1 日	審議（第 9 3 回第 4 部会）
令和 6 年 1 1 月 1 2 日	審議（第 9 4 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法 4 条 1 項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされている。

(2) 資料の提供等の求め

法 2 9 条 1 項によれば、保護の実施機関等は、保護の決定若しくは実施又は法 7 7 条若しくは 7 8 条の規定の施行のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等につき、官公署等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者その他の関係人に、報告を求めることができるとされている。

(3) 届出の義務

法 6 1 条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならないとされている。

(4) 費用等の徴収

ア 法 7 8 条 1 項によれば、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に 1 0 0 分の 4 0 を乗じて得た額以下の金額を徴収することができることとされている。

イ 地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成 18 年 3 月 30 日付社援保発第 0330001 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）Ⅳ・4・(1)によれば、法 78 条 1 項にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することにも含まれる。刑法 246 条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」とされている。

ウ 「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問 13-1（答）②によれば、法 78 条によることが妥当な場合として、「届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき」、「届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき」、「届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき」及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」が挙げられている。

エ 問答集問 13-23（答）(3)によれば、法 78 条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがって、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」とされている。

オ 問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

- (1) これを本件についてみると、請求人は、保護開始の当初から、重要事項説明書により、収入があった場合には所長に収入申告する義務がある旨の説明を受け、競馬による収入についても、その都度申告する義務があることを伝えられていた。

所長が法 29 条による調査をしたところ、申告口座が解約された令和元年 10 月 7 日に不申告口座が開設され、不申告口座に J R A からの複数の入金が確認された。そして、担当職員からの問合せに対し、請求人は当初、不申告口座があることに身に覚えがない旨を答え、その後、不申告口座を開設してその口座により競馬をしていることを認めた。

以上の経緯からすれば、不申告口座に J R A から入金された 98,410 円について請求人が申告を怠ったことは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。」（上記 1・(4)・イ）及び「課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」（同・ウ）に該当するといえる。

したがって、不申告収入を得ていた期間、請求人は「不正な手段により保護を受け」（法 78 条 1 項）ていたといえる。

- (2) また、処分庁は、不申告収入について、法 78 条を適用することとし、徴収対象期間の支給済み保護費 2,007,378 円（別紙徴収金額算定表参照）のうち、不申告収入 98,410 円から必要経費 3,200 円（1 回の入金ごとに最低購入費 100 円を認定）を控除した 95,210 円に相当する保護費を徴収することとして、本件処分を行ったことが認められ、当該判断に不合理な点は認められない。
- (3) 以上によれば、本件処分は、法令等の規定に則った適正なものであり、違算等の事実も認められないから、違法又は不当なものということはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり、処分庁から何の指導や助言、説明もなく放置状態だったとして、徴収金額に不服を述べるとともに、不正受給の意図などなかった旨主張する。

しかし、請求人は、収入について法 61 条の規定に基づき届出を行う義務がある旨の重要事項の説明を受け、担当職員から競馬の収入についても収入申告する義務がある旨の説明を複数回受けている。

しかるに、請求人は申告口座を解約した同日に不申告口座を開設し、担当職員からの不申告口座についての問合せに身に覚えがない旨を答え、不申告口座に入金された競馬による収入を処分庁に申告して

いなかったのであるから、不正受給の意図があったことは明らかである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

原道子、井上裕明、横田明美

別紙(略)